

## 序章 目的と位置づけ

- 1 見直しの背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の役割
- 4 目標年次
- 5 将来人口
- 6 計画の構成

## 序章 目的と位置づけ

### 1 見直しの背景と目的

本市は、2005（平成17）年7月の12市町村による合併によって全国で2番目の市域面積を有する都市へと生まれ変わり、2007（平成19）年4月には政令指定都市に移行するなど数年で都市の姿が大きく変化しました。こうした変化に対応するとともに、人口減少・少子高齢化の進展や地球温暖化に対応した総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、2010（平成22）年5月に前計画となる「浜松市都市計画マスタープラン」を策定しました。

その後、東日本大震災の発生、人口減少社会の到来、公共施設の老朽化などの社会経済情勢の変化による新たな都市課題への対応や、2014（平成26）年12月に改定した浜松市総合計画のまちづくりの基本的な考え方を踏まえて、テーマ別の方針を補完する増補版を2015（平成27）年7月に策定しました。

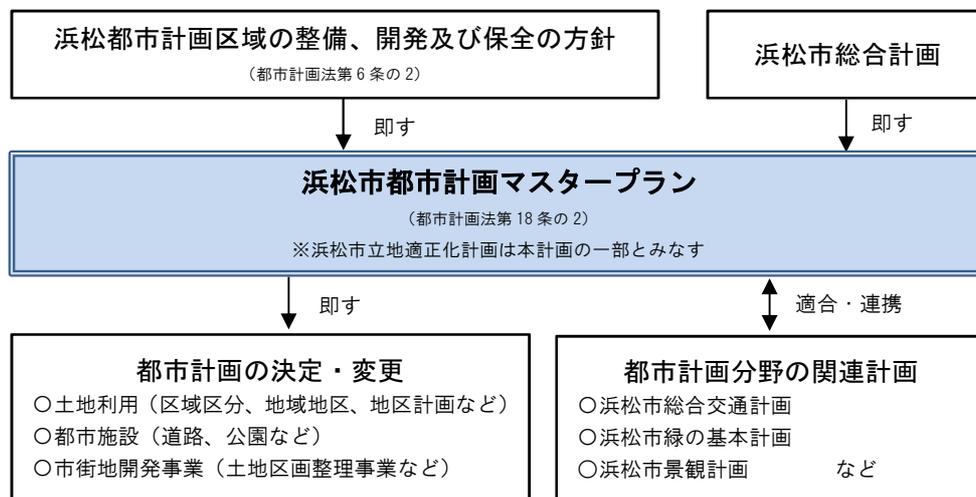
さらに、2019（平成31）年1月には、将来都市構造（拠点ネットワーク型都市構造）の実現に向けて、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活に必要なサービス施設や住宅を公共交通の利便性の高い地域に立地誘導を図るための浜松市立地適正化計画を策定しました。

本計画は、以上のような背景とともに、前計画の策定から概ね10年が経過したことに伴う、新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応し、本市が目指す将来都市構造の実現に向けた取組をより一層推進するために見直しを行ったものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「浜松市総合計画」や「浜松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、本市が決定する土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画は、本計画に即して定めていきます。

なお、「浜松市立地適正化計画」は、生活に必要なサービス施設や住宅の立地の適正化を図るための計画として、本計画の一部とみなされるものです。



浜松市都市計画マスタープランの位置づけ

### 3 計画の役割

本計画は、以下のような役割を担います。

○都市計画の決定・変更の指針

都市計画の決定・変更は、都市計画法第18条の2において、都市計画マスタープランに即するものと定められており、用途地域をはじめとする土地利用や、道路・公園などの都市施設、市街地開発事業に関する個別の都市計画の決定・変更する際の指針となります。

○都市づくりに関する施策展開の指針

都市づくりに関する様々な施策を総合的かつ効率的に展開できるように、施策間の連携・調整を円滑に図る際の指針となります。

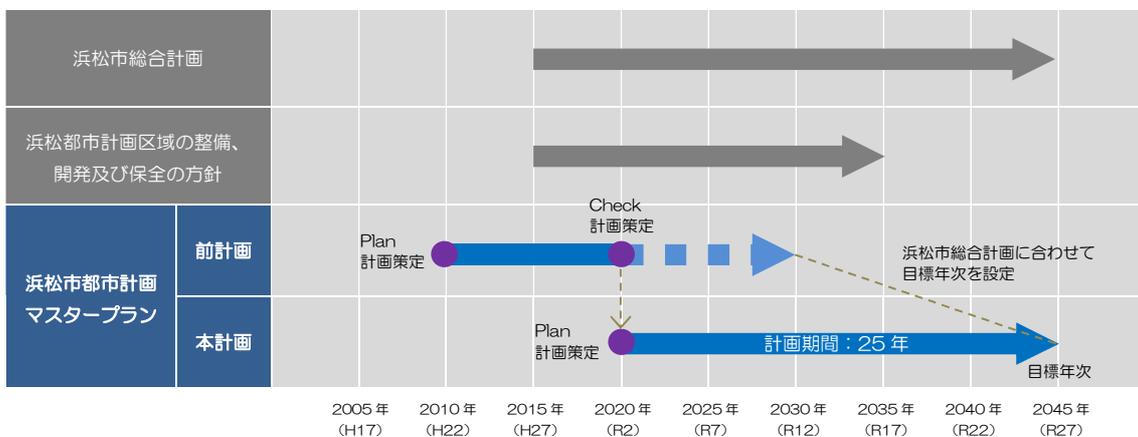
○多様な主体のまちづくり活動の指針

浜松市総合計画で掲げる目指すべき都市の将来像（市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』）を実現するための都市計画の基本理念・目標や、都市づくりの方向性を明らかにすることにより、市民の都市計画に対する理解を深め、市のみならず、市民、市民活動団体、事業者などが自主的なまちづくり活動を行う際の指針となります。

### 4 目標年次

本計画の目標年次は、浜松市総合計画に合わせて2045（令和27）年とします。

なお、都市計画は、土地利用規制による適正な土地利用の誘導や道路・公園といった都市基盤の整備など、その目的の実現に長い時間が必要なものです。このため、本計画では、長期的な展望に立った都市計画の基本理念や目標を明確にし、その実現に向けた都市づくりの方向性を示すこととします。



本計画の目標年次と計画期間

## 5 将来人口

目標年次における将来人口の見通しは、2015（平成27）年国勢調査データを基準年次とした、国立社会保障・人口問題研究所による2045（令和27）年次の推計将来人口70.4万人とします。

## 6 計画の構成

本計画は、「目的」や「現状・課題」を踏まえ、市全域を対象として本市の都市計画の基本理念や目標、将来都市構造、分野別の方針などを定める「全体構想」と、主要な拠点ごとに都市づくりの基本方向などを定める「地域別構想」、計画の実現に向けた「計画推進」により構成しています。

目的	序章 目的と位置づけ 本計画の見直しの背景や位置づけ、役割、目標年次などを示しています。
現状・課題	第1章 都市の現状と課題 本市の概況や現状評価と課題、それらに基づく計画の見直しの視点などを示しています。
全体構想	第2章 都市計画の基本理念と目標 第1章で整理した現状評価と課題、見直しの視点を踏まえて、都市計画の基本理念や、本計画における今後の都市づくりの基本的な方向性となる5つの都市計画の目標を示しています。
	第3章 将来都市構造 都市計画の基本理念や目標を実現するための都市を形づくる空間的な構造について、目指すべき将来都市構造としてその考え方などを示しています。
	第4章 分野別の方針 都市計画の基本理念や目標、将来都市構造を実現するために必要な取組について、都市を構成する7つの分野（土地利用／都市交通／みどり／景観・歴史的風致／低炭素・エネルギー／都市防災／その他都市施設）に関する都市計画区域内の都市計画の基本的な考え方や基本方針などを示しています。
地域別構想	第5章 地域別構想 全体構想をもとに、都心、副都心、地域拠点及び主要生活拠点におけるの都市づくりの基本方向や分野別の方針などを示しています。
計画推進	第6章 計画の実現に向けて 市民、市民活動団体、事業者、市の協働によるまちづくりの推進についての考え方や計画の進行管理などを示しています。